

令和元年 第5回蔵王町農業委員会総会議事録

第5回蔵王町農業委員会総会は、令和元年5月24日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	我妻 茂	2番	玉根 可奈
3番	菅井 啓二	4番	佐藤 良彦
5番	平間 栄	6番	山家 一彦
7番	佐藤 ゆり	8番	武田 明夫

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

三沢 敏朗	山家 文一	村上 智彦
會田 照	平間 昭男	鈴木 好和
山家 照雄	川村 富士男	我妻 義明
佐藤 雄一	杉山 由美子	

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

樋口 俊彦 大和 憲男

事務局職員は次のとおりである。

事務局長 村上 伸浩
書記 佐藤 良行 山家 知之

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第4 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
- 日程第5 第3号議案 非農地証明について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第5回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午前9時30分)

議	長 (職務代理者)	農業委員会等に関する法律第5条第4項及び蔵王町農業委員会会議規則第5条第2項の規定により、会長が欠けたとき、又は事故があるときは会長の職務代理者が議長の職務を行うとありますので、職務代理者が議長を務めさせていただきます。
議	長	これより会議を開きます。
議	長	只今の出席農業委員は8名、推進委員は11名であります。 樋口俊彦推進委員、大和憲男推進委員からは欠席の報告がありました。 定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
議	長	これより、令和元年第5回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
議	長	日程第1議事録署名委員の指名を行います。 蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、1番我妻 茂委員、7番佐藤ゆり委員の2名を指名いたします。
議	長	ここで、今回の総会において、町内における新規の権利取得に該当する申請人をお呼びしております。先に申請人より当該申請の概要について説明を求めてよろしいでしょうか。 [異議なしの声あり]
議	長	意義なしと認めます。
議	長	日程第4 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて、利用権設定番号20番の申請人に当該申請の概要について説明をお願いします。 [申請人 番号20番 入場]
議	長	蔵王町農業委員会では、町内農地の新規権利取得希望者や新規就農希望者からの申請があった場合、許可に際して、申請内容を詳しく把握するため、申請人ご本人から直接、権利取得後の営農計画等について、説明をお願いしております。それでは、申請に至った経緯や権利取得後の営農計画などについて説明をお願いします。座ったままで結構です。 [申請人 番号14番 説明]
議	長	説明が終わりましたので、申請人への質問を許します。
2番委員	申請人	現在、所有している農地はどれくらいあるのか。
5番委員	申請人	現在のところまだ農地は所有しておりません。 利用権設定を受ける者の経営状況を見ると農業用機械を所有していな

いが、今後どのように経営していくのか。

申請人 現在のところは機械を借りて作業をして行くが、将来は機械の導入等も検討して経営して行く予定であります。

議長 蔵王町では遊休農地があることから、今後、ますます農地を借入れして酪農経営を展開していただきたいと存じます。

議長 他に質問はございませんか。

議長 [なしの声あり]

議長 質問がありませんので、申請人への質問を打ち切ります。結果については後日、事務局より連絡いたします。

議長 申請人はご退出ください。ありがとうございました。

議長 [申請人 番号14番 退室]

議長 続きまして、利用権設定番号21番の申請人に当該申請の概要について説明をお願いします。議案書のページは5ページです。

議長 [申請人 番号21番 入場]

議長 蔵王町農業委員会では、町内農地の新規権利取得希望者や新規就農希望者からの申請があった場合、許可に際して、申請内容を詳しく把握するため、申請人ご本人から直接、権利取得後の営農計画等について、説明をお願いしております。それでは、申請に至った経緯や権利取得後の営農計画などについて説明をお願いします。座ったままで結構です。

議長 [申請人 番号21番 説明]

議長 説明が終わりましたので、申請人への質問を許します。

3番委員 草地は将来的に自己所有若しくは借地としてどれ位の面積を目標としているのか。

申請人 現在、自己所有の農地が5ha位あります。借りている農地が10ha位あります。将来的には30haを目指し、最低でも20haで自給飼料をつくって行く予定です。

2番委員 自給飼料を作るのに何を作付けしているのか。

申請人 2年前までは、デントコーンを作付けしていましたが、有害鳥獣(クマ・イノシシ)からの被害及び台風、暴風などの被害があったために、現在は牧草とライ麦を作付けして収穫しております。

5番委員 経営状況の稼働力(人)に5人と記載しておりますが、何人の方を雇用しているのか。

申請人 現在は、3人の方を雇用しております。

7番委員 雇用している3人の方の年齢が分かれば教えてください。

申請人 3人の内、男性24歳、女性39歳、女性60歳です。

議長 他に質問はございませんか。

議 長 [なしの声あり]

議 長 質問がありませんので、申請人への質問を打ち切ります。結果については後日、事務局より連絡いたします。

申請人はご退出ください。ありがとうございました。

議 長 [申請人 番号21番 退室]

議 長 なお、採決につきましては、日程第4第2号議案のなかで合わせて行います。

議 長 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局に報告をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により報告]

議 長 報告が終わりましたので質問を許します。

4番委員 賃借人が合意確約するに至った経緯が分かればお知らせください。

事務局 先程、町内農地の新規権利取得者の利用権設定との関連もありますが、賃借人は別な農地を自己所有地として、草地の規模拡大を図っているようです。

議 長 他に質問はございませんか。

議 長 [なしの声あり]

議 長 質問がございませんので日程第2報告事項1を終わります。

議 長 日程第3 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

事務局 長 (説明後に) なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、3名の委員により現地調査済です。

議 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。

議 長 [2番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

7番委員 番号10番譲渡人である村形日出夫氏はいつから土地を所有しているか分かれば教えてください。

事務局 質問に対する正確な回答が出来ませんが、白石市内の方で大きな規模で農業を営んでいる方と聞いております。

6番委員 番号10番について4人の共有地ということか。

事務局 4人それぞれ個人所有の土地で15筆の申請ということになります。

会田推進委員 番号9番の譲受人は農業を営んでいない組合と思われるが、農地を取得することが出来るのか。

事務局 今回の申請は、第5条農地転用の申請で農地でなくするということになります。売買後に農地転用して地目が山林となることから取得することが出来ます。

6番委員 番号9番の資金計画で自己資金775千円とあるが、この金額が売買価格となるのか。

事務局長 用地費用150千円、造成費用625千円となります。
他に質問はございませんか。
[なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。日程第3 第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第1議案は原案のとおり承認されました。

議長 日程第4 第2号議案農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局長 [事務局長朗読により説明]

事務局長 (説明後に) なお、今回の申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

事務局 番号21番申請人の欄に(認)と記載しておりますが、こちらは白石市で認定農業者であることを記載いたしております。また、経営状況の耕作地については、白石市内での耕作地を記載しております。

議長 説明が終わりましたので質問を許します。

3番委員 賃借料についてなんですが、番号20番は10a約5千円、番号21番は10a約8千円と申請書から読み取れますが、それぞれ土地周辺が同じ場所ということもあり、賃借料の差があるように思われますが、その辺は如何なものか。

事務局 標準賃借料については、町ホームページで公開しているところであります。畑は町内全域の平均値価格として10a約6千円で最高額で約8千円、最低額で約2千円という現状になっております。町農業委員会で公開している賃借料については、あくまでも「目安」ということです。あとはお互い合意した上で賃借料を決めていただくこととなりますので、ご理解願います。

議長 他に質問はございませんか。
[なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。日程第4 第2号議案は原案

のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第2議案は原案のとおり承認されました。
議 長 日程第5 第3号議案非農地証明についてを議題といたします。事務局
に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]
議 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。
[1番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。
7番委員 現地調査の結果報告で、周囲への影響は無とありましたが、周囲は全て
原野であったのか。

1番委員 原野というか草地や雑種地であったことから、周囲への影響はないもの
と判断いたしました。

議 長 他に質問はございませんか。
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第5 第3号議案は原案
のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第3議案は原案のとおり承認されました。
議 長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了致しました。慎重なご審議
に感謝申し上げます。
(午前10時30分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため
ここに署名する。

令和元年5月24日

議 長

1番

7番
